

第2版はしがき

本教科書は、私法のみならず他の法分野においても法改正が次々になされているこの21世紀を迎えたばかりの時期に執筆されたものである。家族法の教科書は、巻末にその一端を示しておいたが、全国各地の大学ないし大学法学部で家族法が教えられていることを反映して、実に数多くの種類のものがこれまで刊行され、また、現在も刊行されつつある。本書もその一冊に加えさせてもらうことになったわけである。

このハイブリッド民法シリーズは、法学部をはじめとする学部学生、ならびに、法科大学院受験者、法科大学院学生に向けて執筆されたものであり、そのため、初学者のための家族法の各制度についての基本的な解説や重要判例の記述を含むだけでなく、それをふまえた高度な理論的な論争点の解説や設例を用いた説明、応用問題の解説も随所に展開されている。もとより、民法典第4編、第5編に含まれる各条文の説明も織り込まれている。家族法の分野に属する重要判例については、本文中に『家族法判例百選〔第7版〕』(有斐閣)の事件番号を掲記した。これは、その判例の詳細な事実関係や判旨、関連する学説や先例の詳細を同書を参照して理解していただくという趣旨である。その上本書は、各々の頁にどのようなことが説明されているかがすぐわかるように窓見出しを設けて、読者の便宜を図っている。また本文各所に **Case**, **Topic**, **Further Lesson** の項目が設けられている。**Case** は、各章に10件から20件程度配置されており、具体例をあげて、各条文、制度がどのような意味をもっているか、とくに、本書後半で相続分や遺留分の算定がどのように行われるかを理解するために設けられている。**Topic** は、時事的な、または、世間の耳目を集めたテーマを中心に、本文からは独立に解説したものである。**Further Lesson** は、民法以外の特別法分野にまたがる応用的な問題や新しく生起し、学説、判例がまだ十分に対応していない問題をとりあげ、議論や制度の現状を解説するものである。読者は、これらの記述によりつつ新しい問題や法現象についての関心

を深めていただきたいと考える。本書では、大きな単元の終わったところで試験問題のコーナー (*Exam*) を、巻末にはさらに *Hybrid Exam* のコーナーを設けて、読者の学習のまとめに資することを企図している。頁数の関係で出題例は限られているが、これらの例題を手がかりにして応用能力、問題解決能力を涵養していただきたいと考える。

本書でも、現在の家庭裁判所ではどのような手続が用意されているか、個々の家事事件が家庭裁判所のどのような手続で処理されるのか、また、当事者はそのためにどのようなことをしなければならないのかについて、紙幅の許すかぎりで解説を加えたが、学部および法科大学院学生のための家族法のテキストという本書の本来の趣旨からして、実務に関する説明が手薄になっていることは否めない。とくに、今日法科大学院でも教えられることになっている要件事実論が家事事件でどのように議論されているかについては、本書ではふれることができなかった。これについては、家庭裁判所の手続でどのような場合に要件事実論が問題になるかを論じた最近の若干の文献を紹介しておきたい(梶村太市「家事事件の要件事実における普遍性と特殊性」伊藤滋夫代表『要件事実の現在を考える』[商事法務, 2006年], 岡口基一『要件事実マニュアル5〔第3版〕』[ぎょうせい, 2010年]など)。

社会および学問の進歩、発展はとめどもないものであり、法や制度の改革の気運もはらみつつ21世紀を迎えている。そのような面からみると、本書に述べられた解説、説明は、いずれも端折った内容のものであり、現在大きく流動している、または、流動しようとしている家族法上のさまざまな議論の一端を語っているにすぎないといえる。本書を手がかりとしつつ、現在またはこれからも数多く発表される論文、研究、報告書、判例等にあたって、現在なお流動している生きた家族法制度、理論を自分のものにしていただきたいと考える。

2012年2月

執筆者を代表して
半田 吉信